

【点検結果表の別紙】

《厚生労働省の補足説明》

① 便益の分析

「製造者等」及び「関連業界」については、「化学物質製造業者等」及び「化学物質製造業関連業界」を想定している。4物質を麻薬に指定することにより、関連業界へ注意喚起が為されると共に、原則免許業者のみに製造等が限られることから、現状よりも当該物質の流通が厳格に規制されることとなる。その結果、誤用等による健康被害等の発生の可能性が現状と比較して低くなるものと考えられ、ひいては関連業界に対する国民の信頼が増すものとする。